

2019年9月吉日

お客様 各位

サンリン株式会社

消費税法改正に関するお知らせ

平素は格別なお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、消費税法改正により2019年10月1日から消費税率の10%への引き上げに伴い、弊社における消費税等の取扱いにつきましてご案内申し上げます。

(1) LPガス、電気のメーター検針売上

2019年10月1日の施行日前からLPガス及び電気を継続してご使用いただいているお客様で、2019年10月1日から2019年10月31日までの期間にメーター検針売上となる分につきましては、消費税率の経過措置により旧税率（8%）を適用させていただきます。11月1日以降のメーター検針売上は新税率（10%）を適用させていただきます。
ご参考）国税庁 消費税率等に関する経過措置

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/01.pdf>

(2) リフォーム等工事

工事完了後の引渡日が2019年10月1日以降の場合は、消費税率10%を適用させていただきます。

(3) 天然水（ピュウウォーター）、げんきっす

2019年10月1日以降にご購入いただきます天然水とげんきっすにつきましては、「飲食物品」として軽減税率の対象となり消費税8%を適用させていただきます。

(4) 上記以外の機器、石油類など

2019年10月1日以降にご購入いただきます商品につきましては、消費税率10%を適用させていただきます。